

『田辺市人権尊重のまちづくり条例』 について



令和3年11月24日(水)
企画部人権推進課

人権とは・・・

誰もが生まれながらにしてもっている
自分らしく幸せに生きる権利



世界人権宣言

(1948 (昭和23) 年12月10日 第3回国連総会にて採択) 抜粋

第1条

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

第2条第1項

「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」

日本国憲法

(1947 (昭和22) 年5月3日施行) 抜粋

第11条 (基本的人権の享有)

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」

第14条第1項 (法の下での平等)

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

田辺市民憲章

平成17年10月1日制定

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりします。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりします。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりします。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりします。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりします

国内の人権をめぐる状況

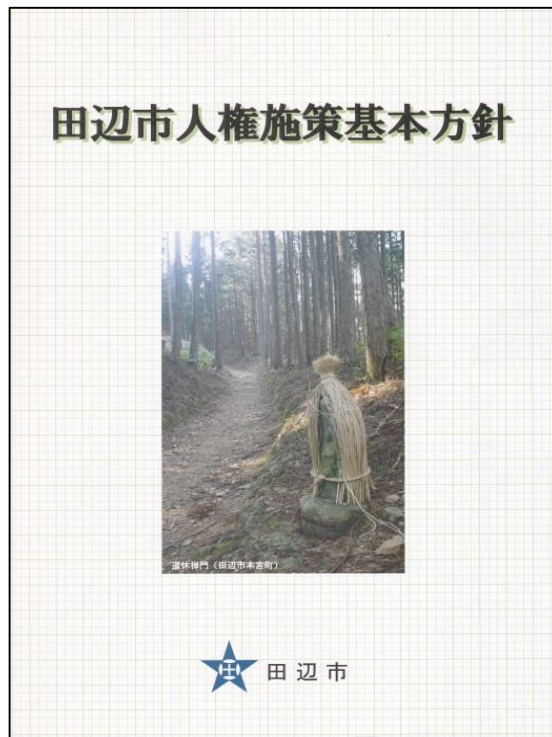
- 同和問題に対する誤った認識による差別
- 女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力
- 疾病等に起因する差別や暴力
- インターネット上における誹謗中傷等、
新たな課題も顕著になっている。

近年の人権に関する主な法律の動き

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
（障害者差別解消法） 平成28年4月1日施行
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
（ヘイトスピーチ解消法） 平成28年6月3日施行
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」
（部落差別解消推進法） 平成28年12月16日施行

田辺市人権施策基本方針の策定

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」



平成19年3月策定



平成31年3月策定

条例制定の経過①

平成30年度 第5回懇話会（平成31年3月）

「市の実情に応じた基本方針ができ、これを機に、人権の尊重をより強固なものとするため条例を制定しては」との提案があった。

令和元年度



第1回懇話会（令和元年8月）

条例の必要性や目的を検討するため小委員会を設置



第2回懇話会（令和2年3月）

「条例は市民にわかりやすく人権課題全般を包み込んだ理念条例とし、前文に市民の想いを込めたものとする」ことを全会一致で決定

懇話会2回、小委員会2回 実施



令和2年3月24日 懇話会会長及び副会長から市長へ報告

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」

を市民と行政が一体となってめざしていきたい。

条例制定の経過②

令和2年度

田辺市人権施策推進本部を設置し、条例の素案を作成。
全庁的に意見聴取を行う。



懇話会及び小委員会において素案の審議を重ねる。



令和2年9月 素案に対する市民意見の募集。

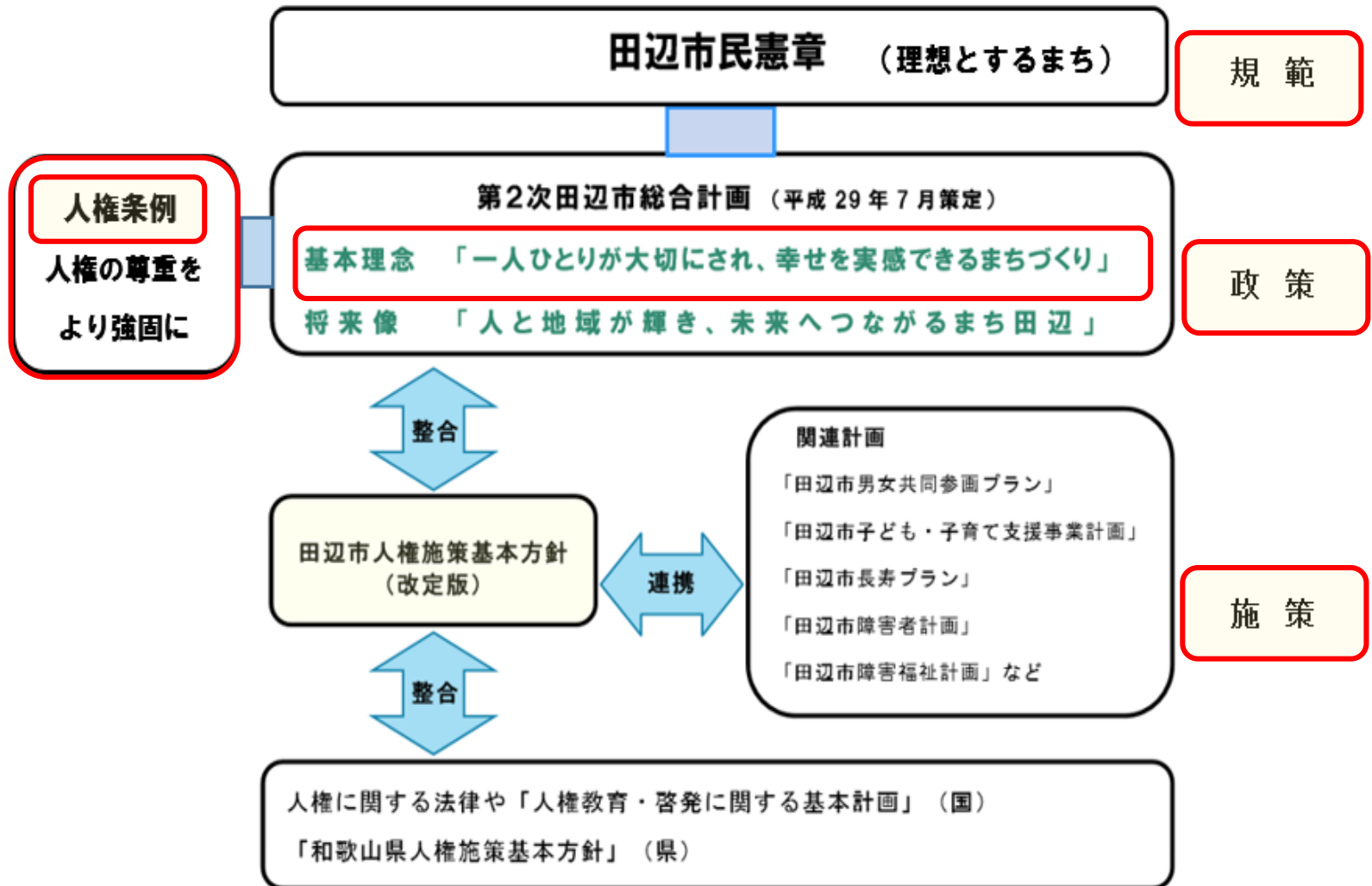


市民意見を踏まえながら、推進本部並びに懇話会において、
素案の調整を行い、条文化する。

懇話会2回、小委員会2回、推進本部からの意見聴取3回、パブコメ1回 実施

「田辺市人権尊重のまちづくり条例(案)」を、令和3年3月定例市議会の議案として提出。本会議にて全会一致で可決される。

条例と政策等との位置付け



条例の特色

基本方針に基づく、人権課題全般を包括した理念条例

- ①同和問題（部落差別）
- ②女性の人権
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤障害のある人の人権
- ⑥外国人の人権
- ⑦感染症・難病の人の人権
- ⑧犯罪被害者等の人権
- ⑨刑を終えて出所した人の人権
- ⑩情報と人権
- ⑪災害と人権
- ⑫環境と人権
- ⑬性的少数者（セクシュアルマイノティ）の人権
- ⑭労働者の人権
- ⑮自殺・自死遺族
- ⑯生活困窮者の人権・ホームレスの人権
- ⑰人身取引（トラフィッキング）
- ⑱アイヌの人々の人権
- ⑲北朝鮮当局による人権侵害問題

総合的に人権施策を推進し、「人権の尊重」をより強固に

前文

①前文に市民の想いを込めるものとした

- 条例の「核」とも言える重要な部分で、条例の趣旨がわかりやすく伝わるものとした。

②他の地方公共団体にはない田辺市の特色を明示

- 田辺市には、古くから全ての人を温かく受け入れてきた人権文化の素地がある。
- 戦後の早い時期から、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となって、人権尊重のまちづくりに取り組んできた誇りある経過がある。（田辺市人権擁護連盟や人権尊重委員会等の取組）

前文

③市の責務を明示

- 市は、人権全般を取り巻く問題の解決に取り組むこと。

④市民の役割を明示

- 市民は、様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、正しく理解し、差別や暴力は許さないという態度や行動を表していくこと

⑤「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」 の実現をめざしていく決意を明示

目的（第1条）

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現

- 日常生活の中で、人権を尊重することが当たり前のような状態となり、全ての人がかげがえのない個人として尊重される、豊かで住みよいまちの実現を図る。

市の責務（第2条）

- 行政の全ての分野で、人権施策を総合的に推進
- 市民及び事業者の人権意識の高揚を図る
- 国、県、関係団体と連携し、インターネット等による差別行為の解消に必要な措置を実施



市民/事業者の役割（第3・4条）

「市民」

- お互いの人権を尊重し、自らも人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識を高めるように努める
- 市が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加に協力する



「事業者」

- 事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動に努める
- 市が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加に協力する

人権に関する施策の推進（第5条）

- 田辺市人権施策基本方針に基づき、様々な人権問題の解決に向けた人権施策を総合的かつ効果的に推進する
- 国、県及び関係団体との連携を強化し、人権施策の推進体制の充実を図る

人権教育及び啓発（第6条）

様々な人権問題について正しい理解を深め、
これを体得するために必要な人権教育及び啓発を実施

- 人権問題は、誤解や偏見、無関心など、人権について正しく理解していないことが原因となり、発生する場合があります。
- 一つひとつの人権問題を正しく学ぶことにより、全ての人権問題の正しい理解へ繋げていきます。
- 人権全般に共通する視点と、分野別の人権課題に対する視点の両方を組み合わせ、人権意識の高揚を図ります。

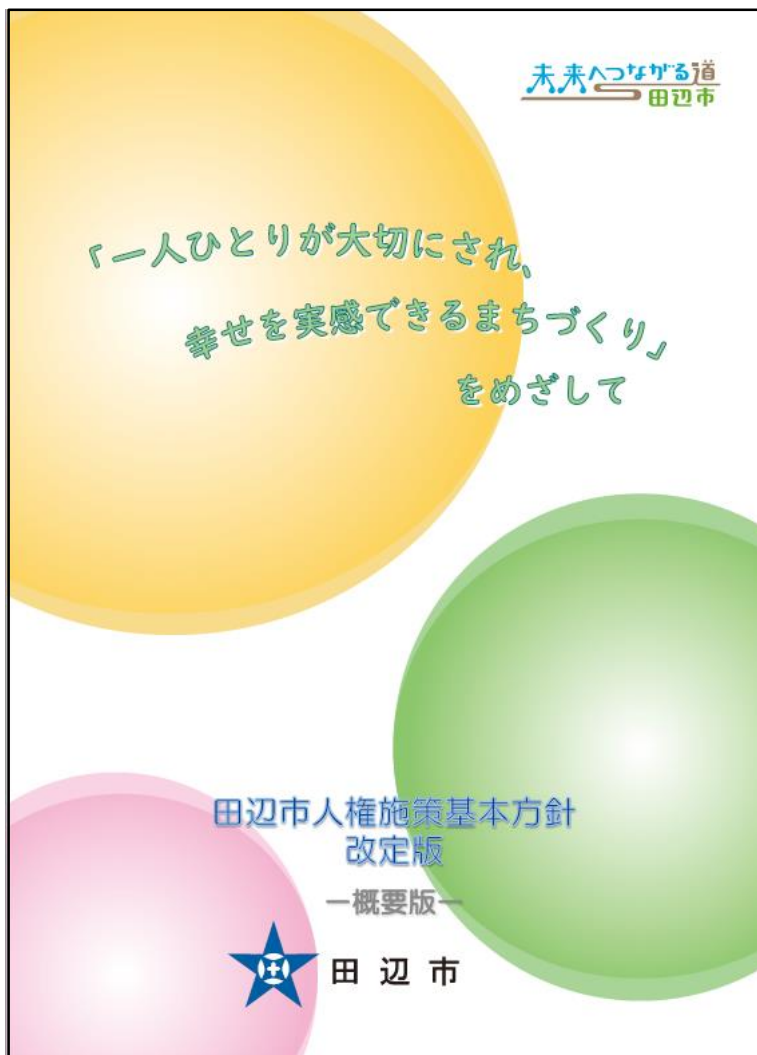
相談及び支援体制の充実（第7条）

国、県及び関係団体と連携し、様々な人権問題に応じるために必要な相談及び支援体制の充実を図る

- 本市では、同和問題、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。
- 人権問題は、多種多様化しており、誰もが安心して気軽に利用できる相談窓口の充実に努めます。



田辺市人権施策基本方針改定版(概要版)



人権に関わる主な相談窓口

相談内容	名称	相談日・時間	電話番号
人権	和歌山地方務局田辺支局	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-22-0698
	田辺市人権擁護連盟 (田辺市役所 人権推進課内)	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-26-9912
	弁護士による市民法律相談(面接) (田辺市役所 自治振興課)	毎月3回～4回(要予約)	0739-26-9911
子ども	和歌山県紀南児童相談所	月～金(祝日を除く) 9時00分～17時45分	0739-22-1588
	子育て相談 (田辺市役所 健康増進課)	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-26-4901
	子育てテレホン相談 (田辺市地域子育て支援センター“愛あい”)	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-22-9285
	家庭児童相談 (田辺市役所 家庭児童相談室)	月～金(祝日を除く) 9時00分～17時00分	0739-26-4926
	不登校・教育相談 (田辺市教育研究所)	月～金(祝日を除く) 9時00分～16時30分	0739-25-1511
	田辺市いじめホットライン (田辺市教育委員会 学校教育課)	月～金(祝日を除く) 9時00分～16時00分	0739-26-3224
	田辺市いじめ相談ダイレクトメール	毎日24時間	ijime110@city.tanabe.lg.jp
女性	女性電話相談 (田辺市役所 男女共同参画推進室)	月～金(祝日を除く) 9時00分～12時00分	0739-26-4919
DV(ドメスティック・バイオレンス)	DV被害者支援センター(紀南DVセンター)	毎日24時間	0739-24-3322
障害のある人	田辺市役所やすらぎ対策課 障害福祉室	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-26-4902 shougai/fukushi@city.tanabe.lg.jp
	障害児・者相談支援センターゆめふる		0739-26-4923
高齢者	介護相談 (田辺市役所 やすらぎ対策課 地域包括支援センター)	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-26-9906
健康	一般健康相談 (田辺市役所 健康増進課)	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-26-4901
	ひきこもり相談 (田辺市役所 健康増進課)	月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分	0739-26-4933
外国人	田辺市国際交流センター	月・水・木・金(祝日を除く) 9時00分～16時00分	0739-33-9019
消費生活	市民消費生活相談 (田辺市役所 自治振興課)	月・火・木・金(祝日を除く) 13時00分～16時00分	0739-26-9911
若者	若者総合相談 (若者サポーステーションWith You 南紀)	月～金(祝日を除く) 10時00分～17時00分	0739-24-0874

どこに相談すればいいのかわからない場合は、Tel: 0739-26-9912 田辺市役所 人権推進課に、まずご連絡ください。【相談日・時間: 月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分】

同和問題（部落差別）

採用試験で必要のない
質問をされています。



子どもの結婚を認め
ようとする親がいます。



女性の人権

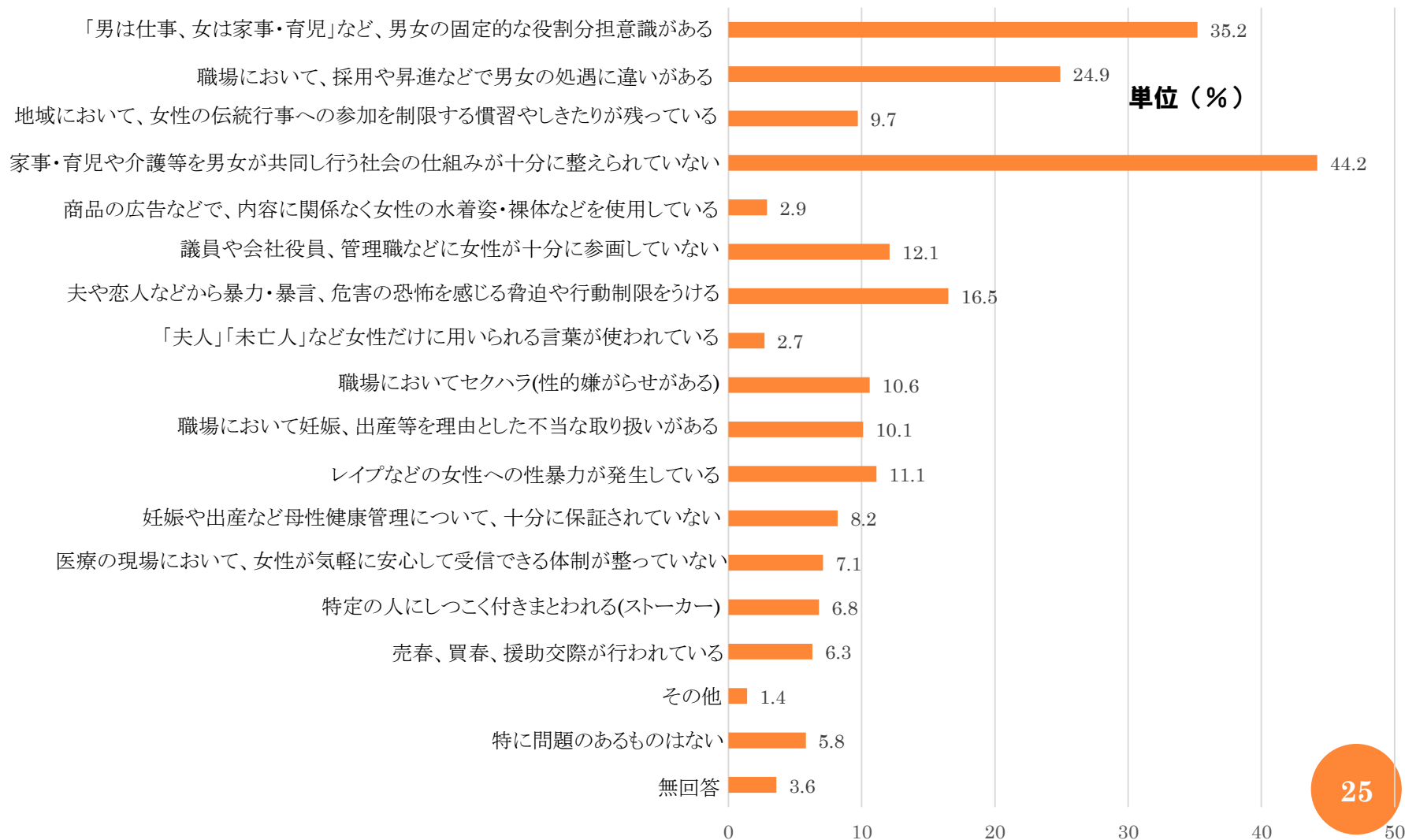
女性が男性から暴力を受けています。



男性社員のみで会議が行われています。



女性に関する事柄で、人権上、特にどのような事が問題だと思えますか



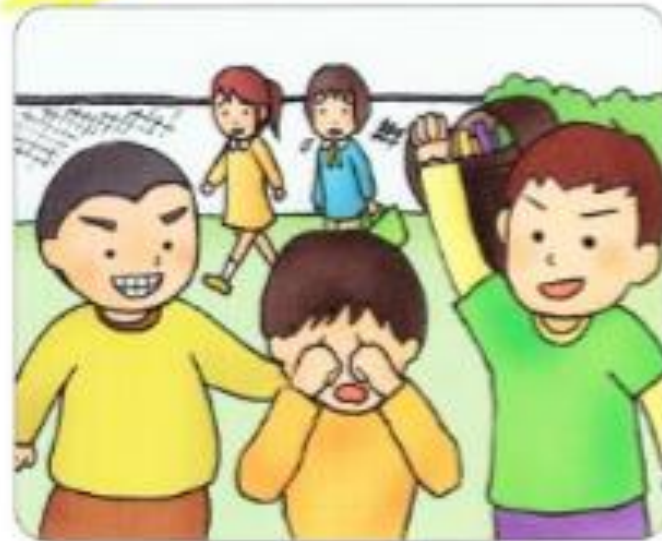
(H30年度 県民意識調査より 1,549人が回答)

子どもの人権

子どもに暴力を
ふるっている親がいます。



ひとりの子どもが
いじめられています。



田辺市の児童虐待の受付件数

(件)



(年)

高齢者の人権

横断歩道を渡る高齢者を
車がせかしています。

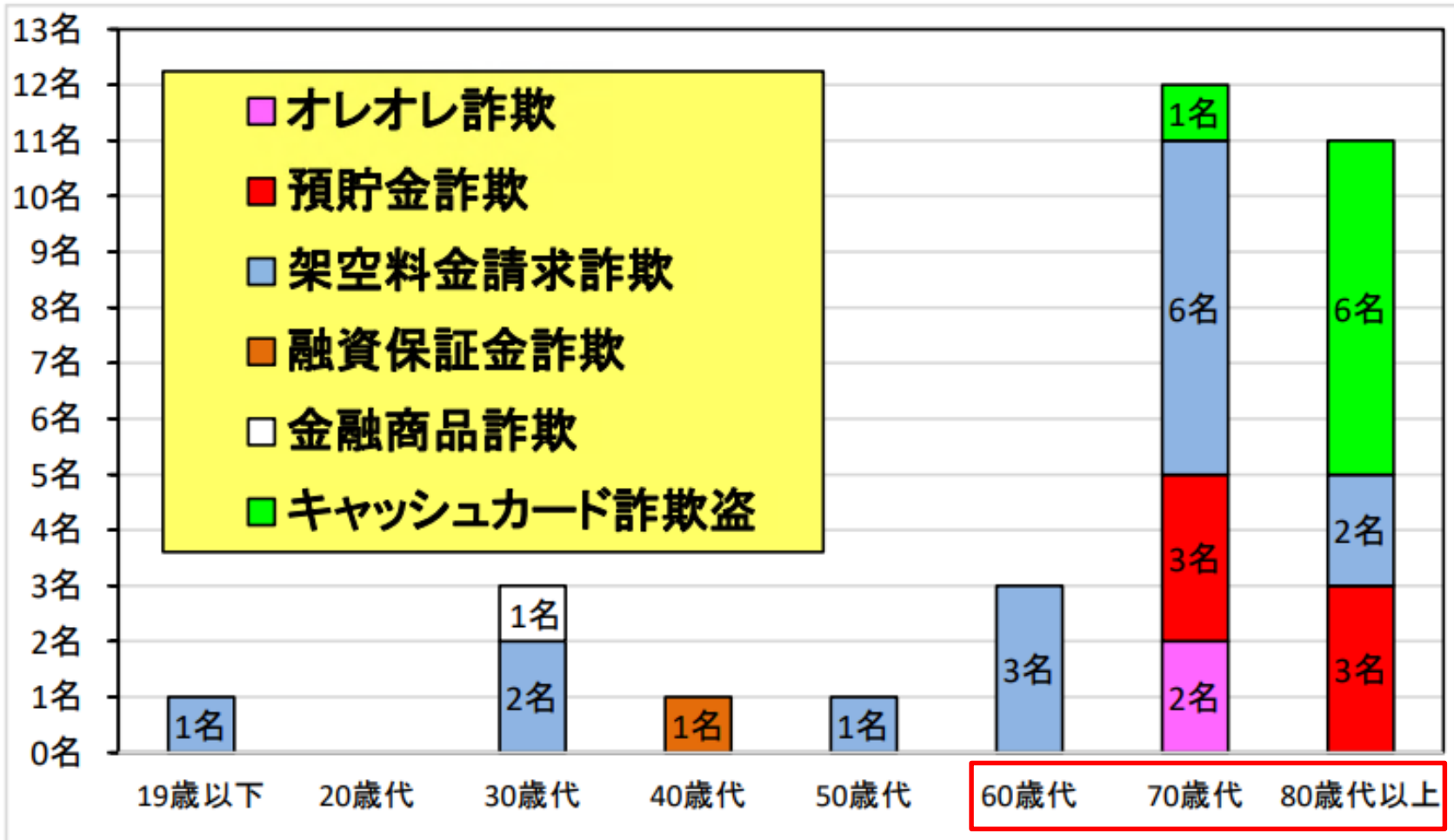


高齢者が家庭で
さみしそうにしています。



被害者年齢構成

(令和2年中)



特殊詐欺被害認知状況一覧表

(令和2年中)

分類	番号	手 口	認知件数	前年比	被害額	前年比
特 殊 詐 欺	1	オレオレ詐欺	2件	(-24件)	3,500,000円	(-32,249,000円)
	2	預貯金詐欺	6件	—	7,161,000円	—
	3	架空料金請求詐欺	15件	(±0件)	139,672,720円	(+106,763,260円)
	4	還付金詐欺	0件	(-3件)	0円	(-1,671,273円)
	5	融資保証金詐欺	1件	(+1件)	40,000円	(+40,000円)
	6	金融商品詐欺	1件	(±0件)	2,177,447円	(-14,322,553円)
	7	ギャンブル詐欺	0件	(±0件)	0円	(±0円)
	8	交際あっせん詐欺	0件	(±0件)	0円	(±0円)
	9	その他の特殊詐欺	0件	(±0件)	0円	(±0円)
	10	キャッシュカード詐欺盗	7件	—	5,287,000円	—
合 計			32件	(-13件)	157,838,167円	(+71,008,434円)

障害のある人の人権

点字ブロックの上に
自転車が置かれています。



障害者用の駐車場に
車が停められています。



障害のある人に関する事柄で、人権上、特に問題のあること



外国人の人権

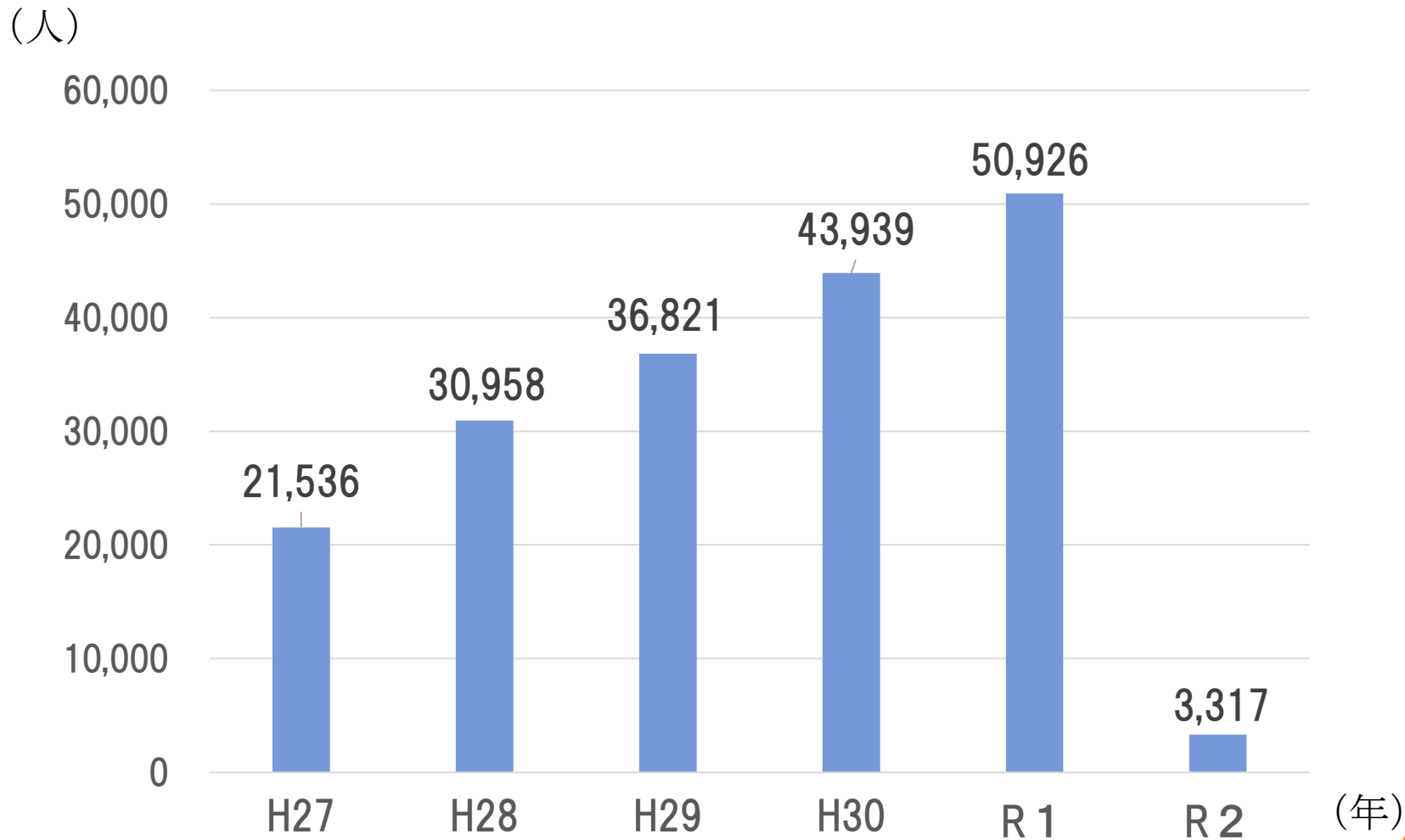
外国人が
避けられています。



外国人が入居を
断られています。



田辺市の外国人宿泊客数



※観光協会調べ

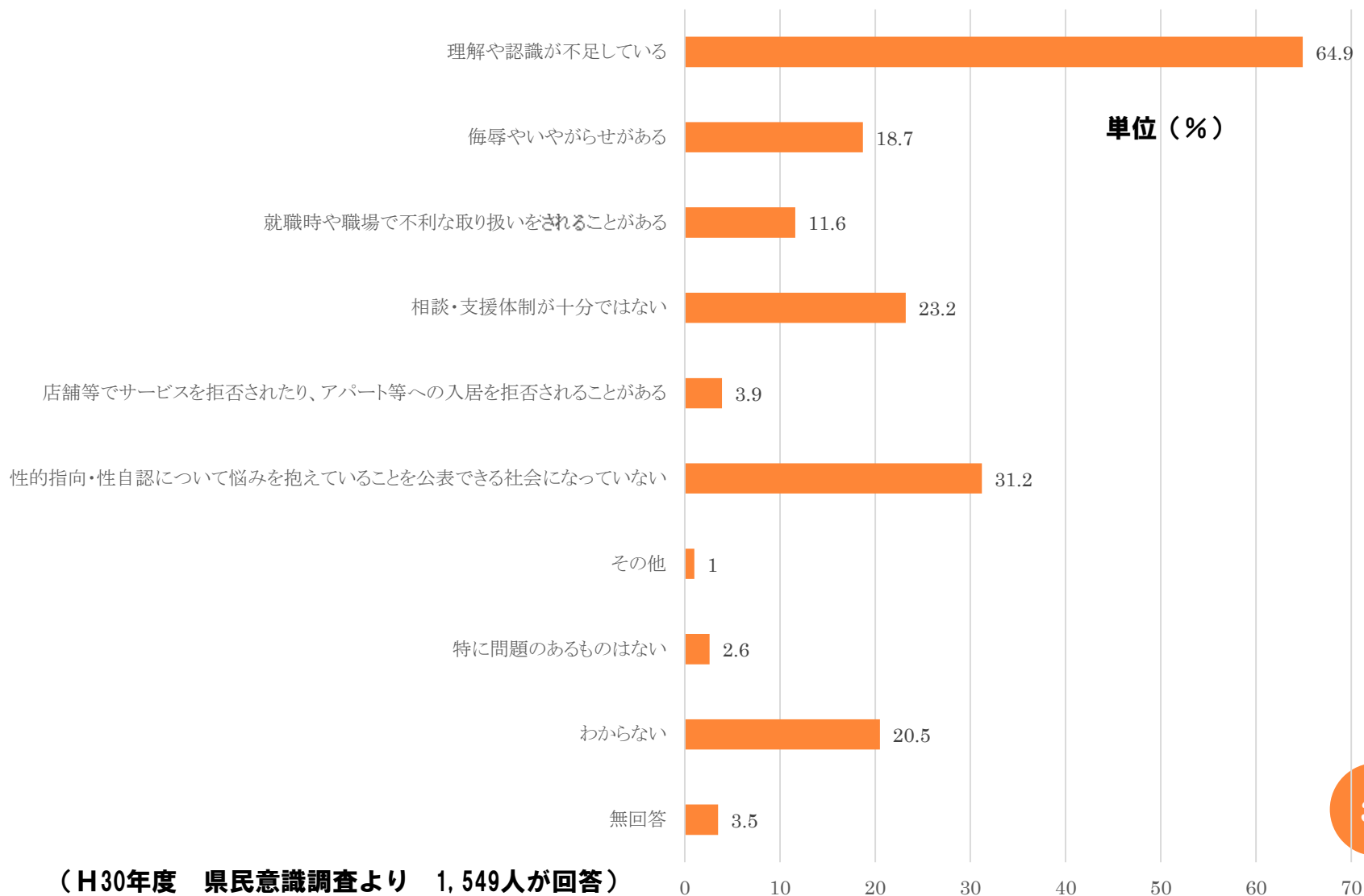
性的少数者（セクシュアル マイノリティ）の人権



レインボーフラッグ

LGBTの尊厳とLGBT
の社会運動を象徴する旗

「LGBTや性同一性障害のある人などの人権」に関することで人権上、特にどのようなことが問題だと思いますか



持続可能な開発目標(SDGs)の理念と田辺市人権尊重のまちづくり条例

SDGsは、2015年に国連で採択され、国連加盟国が2015年から2030年までの15年間に達成するために掲げた国際目標です。

17のゴール(目標)と、それらを達成するための169のターゲット(達成基準)で構成され、誰一人として取り残さない世界をめざしていますが、その根底にあるのが人権です。

17のゴール(目標)は、独立して存在しているのではなく、包括的なものとして捉える必要があり、それぞれの目標は、全ての人の人権を尊重することと密接に結びついています。

「誰一人として取り残さない」というSDGsの理念は、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるということであり、一つひとつのゴール(目標)を達成していくことは、本条例の目的である「**一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち**」の実現につながります。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



外務省ホームページへリンク

一つの人権問題を正しく学ぶことは

すべての人権問題の正しい理解につながっていく

- ①同和問題（部落差別）
- ②女性の人権
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤障害のある人の人権
- ⑥外国人の人権
- ⑦感染症・難病の人の人権
- ⑧犯罪被害者等の人権
- ⑨刑を終えて出所した人の人権
- ⑩情報と人権
- ⑪災害と人権
- ⑫環境と人権
- ⑬性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権
- ⑭労働者の人権
- ⑮自殺・自死遺族
- ⑯生活困窮者の人権・ホームレスの人権
- ⑰人身取引（トラフィッキング）
- ⑱アイヌの人々の人権
- ⑲北朝鮮当局による人権侵害問題

人権課題の解決に大切なこと

- 差別をしない
- 差別をさせない
- 見てみぬふりをしない

「無知は偏見を生み、偏見は差別を生む」

「正しく知ること」が大切です。
そして、気づきを行動にできたら
みんながしあわせに。

人権文化が溢れるまちに

- すべての人が、かけがえのない個人として尊重されるまちに。
- 一人ひとりが、お互いの違いを認め合い、共に生きるまちに。
- 差別や暴力がなく、安心して暮らすことができるまちに。
- 心豊かで住みよいまちに。

